

令和2年第12回農業委員会総会議事録

令和2年12月10日（木）第12回総会を市役所南庁舎会議室1-Cに招集した。

農業委員17人

会長	18番	逸見 力士	会長職務代理者	1番	仲田 清志
			3番	宮本 武博	4番 赤井 勝利
5番		小川 広文	6番	三上 雄二	7番 倉脇 敏弥
8番		井藤 孝久	9番	藤本 彰	10番 神山 順一
11番		宮脇 繁	12番	眞壁 勲二	13番 伊達 修史
14番		藤川 雅	15番	山田 條一	16番 大原 砂利
17番		奥津 忠和			

推進委員10人

1番	谷岡 收藏	2番	眞壁 正司	3番	泉 登
4番	溝尾 美恵子	5番	三輪 金樹	6番	妹尾 良和
7番	後藤 保夫	8番	信谷 昌吾	9番	逸見 則夫
10番	奥津 賢司				

欠席委員 1人

2番 小田 正廣

議事	議案第57号	農地法第3条の規定による許可申請について
	議案第58号	農地法第4条の規定による許可申請について
	議案第59号	農地法第5条の規定による許可申請について
	議案第60号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請について
	議案第61号	現況証明にかかる現況認定について

報告事項	農地法施行規則第29条の届について
	農地法施行規則第53条の規定による許可を要しない転用について
	法務局照会について
	農地転用期間変更届について
	完了届について
	農地法第18条第6項の規定による通知について
	利用権設定中途解約について

協議事項

その他

事務局職員（書記）	事務局長	吉田 征弘
	次長	竹村 陽子
	主幹	三村 真司
	主幹	高瀬 智裕

(開会時刻 午前9時30分)

三村主幹	只今から新見市農業委員会第12回総会を開催いたします。本日の出席は27名で、欠席の委員は2番小田委員でございます。では最初に逸見会長がご挨拶を申し上げます。
会 長	皆さん、改めましておはようございます。日一日と寒さも増してきておるようですが、日中は暖かいんですが朝晩はかなり寒いようです。容赦なくだんだん寒さも迫って、来週は雪が降るようなことを言っていました。体調管理には十分気を付けて職務に頑張っていたいただきたいと思います。例年なら11月に視察研修会があって、今朝はその反省で賑わうところなんです。視察研修が延期になりまして、ちょっと静かな12月の総会というようなことになっております。視察研修も中止ではなく延期というふうにしておりますので、また来年3月までには色々と農政部会でも考えていただいておりますので、何か考えたいと思っております。農地の利用状況調査は皆さんお済みになりましたでしょうか。今年色々調査にあたってみて山沿いで5畝足らず、獣害も多くてどうにもならないというような所も、やっぱり管理だけはしていけないのかなというふうには私は思いました。それよりはもっと耕作できる所を本気で管理して、そういう所は非農地にするようなことができれば、その方がいいのではないかなと。あっちもこっちも中途半端になるようなことにならずに、やっぱりちゃんとする所はちゃんとする。その代わり中間管理機構に出しても借りてくれる所はまずありませんから、3畝や5畝で山沿いでイノシシが出るような所はまず無理だと思いますが、そこもやっぱり草だけは刈って管理をしないといけないというようなことも大変なのかなと思っております。今後色々そこら辺も考えていければいけないのかなと思っております。それでは本日もよろしく願いいたします。
三村主幹	ありがとうございました。続きまして「農業委員会憲章」の唱和を行います。今回は5番小川委員に先導をお願いいたします。
小川委員	「農業委員会憲章」の先導
三村主幹	ありがとうございました。それではここからの進行は会長よろしく願いいたします。

会 長	<p>それでは議長を務めさせていただきます。円滑な議案審議にご協力をお願いいたします。</p> <p>それでは只今から日程1「議事録署名委員の決定」に入ります。議事録署名委員は、11番宮脇委員、12番眞壁委員をお願いいたします。</p> <p>続きまして日程2「議事」に入ります。議案第57号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。</p>
吉田局長	<p>今回の議案についてでございますが、第3条の申請が1件ございました。まず1番でございますが、現地確認を11月16日に行っております。場所は千屋、現況地目は田1筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は水稲、作業従事者は3名でございます。価格は記載の通りでございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず第1号でございます。譲受人は、経営農地はすべて耕作されており、耕作に必要な機械を所有しております。また農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号ですが、譲受人は個人であり適用はございません。第3号につきまして、信託ではないので適用はございません。第4号、譲受人は農作業を行う必要がある日数につきまして、農作業に従事すると見込まれますので該当はございません。第5号、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積20aを超えておりますので該当はございません。第6号、許可申請にかかる農地は貸人の所有農地であり、転貸には当たらないので該当はございません。第7号ですが地元耕作者へ売買するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので該当はございません。以上この所有権移転につきましては申請書類は揃っており、取得後のすべての用地を利用すること、耕作に必要な機械を所有しており、労働力なども問題なく面積要件も満たしていること、また譲渡人が耕作できないことから地元耕作者へ売買するものであり、地域調和も支障ないことなどから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。</p>
泉委員	<p>推進委員3番泉です。今日小田委員が休みなので、私の方へ代弁してくださいということで言われましたので説明させていただきます。12月6日に小田委員、眞壁推進委員と3人で現地を伺いました。場所は千屋ダムの所に小原トンネル、阿福トンネルがあるんですけども、その阿福トンネルを抜けまして2、300m行った所ですかね。左手に民家が見えてまいりますけども、ちょうど民家の始まりのこのすぐ高梁川沿いです。国</p>

会 長	<p>道180号線から右下の方の土地になっています。譲受人の方も私も存じておりますけども、やってくれるものと思っております。よろしく願いをいたします。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第57号の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
吉田局長	<p>全員賛成と認め、申請の通り決定といたします。続きまして、議案第58号農地法第4条の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。</p>
会 長	<p>それでは続きまして第4条の申請でございますが、今回は3件ございました。それでは第58号の第1番から説明いたします。確認を11月26日に行っております。場所は豊永佐伏、現況地目は畑1筆でございます。転用目的は墓地で、転用理由は現在の墓地は不便な所にあるため、申請地に新たに移転するものです。工事期間は許可日から令和3年5月末までとなっております。この申請地は甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。現在の墓地は不便な所にあるために申請人の実家近くの申請地に移転するもので、申請人が所有する土地で申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画につきましては、土地造成費及び墓石移転費は記載の通りですべて自己資金で行います。以上です。</p>
藤川委員	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。</p> <p>14番藤川です。12月6日に藤本委員と現地確認を行いました。場所は県道北房井倉哲西線土橋から豊永へ入った最初の集落です。県道沿いです。現在の墓地が自宅より100mぐらいの地点にありまして、車も行けないという不便な所であります。自宅近くに設置したいということで問題ないと思います。よろしく願いいたします。</p>

会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第58号1番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め、本案件は許可妥当とします。続きまして、議案第58号2番の議案について事務局の説明をお願いします。</p>
吉田局長	<p>それでは続きまして第2番でございます。確認を11月16日に行っております。場所は新見、現況地目は田1筆でございます。転用目的は駐車場で、転用理由は来客用の駐車場がないため申請地に新たに整備するものです。工事期間は許可日から2ヶ月となっております。この申請地は都市計画法に規定する用途地域内にある第3種農地と考えます。来客用の駐車場がないために新たに住宅近くの申請地に整備するもので、申請人が所有する土地で申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地造成費は記載の通りですべて自己資金でございます。以上です。</p>
会 長	<p>この件について地区委員の説明を求めます。</p>
倉脇委員	<p>7番倉脇です。12月7日に溝尾推進委員と2名で現地確認をしております。場所は木谷の船川八幡宮から200mほど登った右手の川沿いにあるところです。問題はないと思いますのでよろしく申し上げます。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第58号2番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>

	(全員挙手)
会 長	全員賛成と認め、本案件は許可妥当とします。続きまして、議案第58号3番の議案の説明について事務局の説明をお願いします。
吉田局長	次に3番でございます。確認を11月26日に行っております。場所は菅生、現況地目は田1筆でございます。転用目的は墓地で、転用理由は現在の墓地は山の上にあるのが困難なため、申請地に新たに移転するものです。工事期間は許可日から2ヶ月となっております。この申請地は甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。農地部分の転用面積が少ないですが隣接した土地と合わせて墓地への転用を行うということで、面積はここにありますように農地分を上を書いて、墓地全体が下に記載の通りになります。現在の墓地は山の上にある非常に不便なために自宅近くの申請地に移転するもので、申請人が所有する土地で申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地造成費は記載の通りですべて自己資金でございます。なお墓石の移転等は申請人が建設関係の資格等を所持されておまして、自ら行うということで、墓石の移転等は申請者が自ら行うということで、ここには土地造成費のみ記載させていただいております。以上です。
会 長	この件について地区委員の説明を求めます。
赤井委員	4番赤井です。12月6日、眞壁委員、谷岡委員に同行いただきまして確認いたしました。自宅より100mほど上手の県道のほとりでございますが、何ら異常ないと確認いたしました。
会 長	事務局、関係地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。
	(意見、質問なし)
会 長	ご意見、ご質問ございませんので、議案第58号3番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)

会 長	<p>全員賛成と認め、本案件は許可妥当とします。なおいずれも面積が30a未滿のため県農業会議への諮問は任意となりますが、諮問不要としてよろしいでしょうか。</p> <p>(はい)</p>
会 長	<p>それでは諮問不要として許可を決定いたします。続きまして、議案第59号農地法第5条の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。</p>
吉田局長	<p>それでは農地法第5条の申請につきまして、1件申請がございました。1番について説明いたします。現地確認を10月16日に行っております。場所は大佐田治部、現況地目は畑2筆でございます。転用目的は住宅用地です。転用理由は実家近くの申請地に新たに住宅を建築するものです。契約の種類は贈与による所有権移転で、建ぺい率は記載の通りです。工事期間は令和2年12月15日から令和3年8月1日となっております。この申請地は甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。申請人が父から土地の贈与を受け、新たに実家近くの申請地に住宅を建築するもので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地造成費と建築費は記載の通りですべて借入金です。以上です。</p>
会 長	<p>この件について、関係地区委員の説明を求めます。</p>
山田委員	<p>15番山田です。確認日は12月6日、宮本委員、後藤推進委員と3人で現地を確認いたしました。場所は県道豊永赤馬線で旧布瀬小学校から約3km行った所に●●という部落があります。その県道沿いの左側にあります。その隣に旧大佐町の時代のバスの車庫があります。各計画書も揃っており問題ないと思います。よろしく願いいたします。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第59号の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>

	(全員挙手)
会 長	全員賛成と認め、本件は許可妥当とします。なお面積が30a未満のため県農業会議への諮問は不要となりますが、諮問不要としてよろしいか。
	(はい)
会 長	それでは諮問不要として許可を決定いたします。続きまして、議案第60号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請の新規について事務局の説明をお願いします。
竹村次長	今回新規の貸付が16件出ております。借受人は農業従事者、農機具なども揃っており、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。1番から申し上げます。1番が菅生、田2筆、20年の使用貸借、2番が坂本、田2筆、6年の使用貸借、3番が千屋井原、田3筆、5年の使用貸借、4番が神郷下神代、田3筆、5年の使用貸借、5番が同じく神郷下神代、用悪水路を含んで6筆、5年の使用貸借、6番が神郷高瀬、田5筆、5年の使用貸借、7番が神郷釜村、田1筆、5年の使用貸借、8番が哲多町田淵、田1筆、10年の貸貸借、9番が同じく哲多町田淵、田3筆、10年の使用貸借、10番が哲多町花木、畑3筆、5年の使用貸借、11番が同じく哲多町花木、畑1筆、5年の使用貸借、12番が哲多町花木、畑3筆、5年の使用貸借、13番が哲西町大野部、田1筆、5年の使用貸借、14番が哲西町矢田、田2筆、10年の使用貸借、15番が同じく哲西町矢田、田2筆、6年の貸貸借、16番が同じく哲西町矢田、田3筆、6年の貸貸借となっております。なお、3番から6番、9番及び13、14番については農地中間管理事業によるものです。新規については以上です。
会 長	新規について事務局の説明が終わりました。続いて関係地区委員の説明を順次お願いいたします。
谷岡委員	確認日が12月6日、眞壁、赤井両委員さんと確認をいたしております。場所は熊谷筋から菅生に入ったら3つ目の部落というかそこにあります。もうとりつきの所でございますが、貸付人、借受人は親戚同士で、長年耕作してなかったのでトマトの栽培に精を出したいというふうに言われました。以上です。
泉委員	推進委員3番泉です。12月3日に眞壁委員と現地を確認をいたしました。

た。まず●●●番ですけども、上市からずっとあっち方面に向かって備北バスがあるんですけども、180号線と旧180号線●●商店さんがございますけども、その所を旧道の方へ入って行って、備北バスの乗り場が円田と矢の峰登山口というのがあります。その中間地点にありまして、そこが●●●番の地番でございます。●●●●番●というのは、矢の峰登山口を北進しますと坂本の●●●●というのがあります。一番右側にあるんですけども、そこから20m行かなくてもいいと思うんですけども、国道180号線に降りる農道がございます。ちょうど道路の180号線から言いますと左上になります。そういったところです。今回の借受人のほうですけども、実際には今年の春から耕作をしまして、私の近所の方ですけども、作業の方を見てまして大丈夫と思いますのでよろしく願いをいたします。以上です。

真壁委員

推進委員2番真壁です。12月6日日曜日、小田委員と泉委員3名で確認いたしました。場所の方ですが180号横に千屋小学校があるんですけど、それから100mほど北に向かって県道千屋大佐大井野線があるんですけど、●●地区というのがあるんですけど、そこに入って200mぐらいの所農道を上がって、また200mぐらいのどんつきの所に2窪ほどありました。きれいに管理されておりました。耕作者の方もまだ40代前半の方で、今現在4町3反ぐらい作られてる方なんで問題ないと思います。よろしく願いします。

信谷委員

推進委員8番。12月3日に仲田委員、大原委員と私で3名で確認いたしました。まず4番ですけども、4番は神郷の坂根駅があります。芸備線坂根駅から哲西方面に約300m行った所を、南に入る橋を渡って入る道があるんですけども、そこから約600m入った所にあります。続きまして5番ですけれども、5番も神郷下神代の国道182号の●●●●へ入る道があります。そこから哲西方面に約500m行った所に地元の神社の●●●●神社へ入る道があるんですけども、入ってすぐ右左が●●●●番●から●●●●番までの5筆があり、そこから●●●●神社のほうへ入って突き当たって哲西方面に約200mほど行った所に●●●●番があります。続きまして6番、これは神郷高瀬ですけども県道新見多里線から●●●●方面に約300m入った所の西側にこの5筆があります。続きまして7番、これは国道180号千屋実から新郷方面に約2km入った所です。ちょうど市営バスの車庫がありますけども、それを道に挟んで向かい側にあります。野菜となっておりますけどトマトを作られるということらしいです。いずれも問題ありませんでした。よろしく願いいたします。以上です。

逸見(則)委員

推進委員9番逸見です。現地確認を12月5日、井藤委員、宮脇委員、

	<p>小川委員、私で行いました。場所は県道井倉北房哲西線の●●●●の●●●●●●●●から約500m入った所です。新規就農ということで意欲的に取り組まれておられ、山あいでも周辺農地の影響もないと思います。続きまして現地確認は同じ日、同じメンバーで行いました。場所は先ほどの●●●●●●●●から県道井倉北房哲西線を大野部寄りに約1km行った所の申請者の家の前です。これは中間管理事業ということで問題ないと思います。10番、11番、12番につきましては一括で申し上げます。現地確認を同じ日、同じメンバーで行いました。場所は旧花木小学校、今の花木共同記念館の近くです。貸付人が3名それぞれであります。借受人が同一の方で農地もすべて隣接する場所です。今回の申請は規模拡大のためであり周辺農地への影響はないと思われま。以上です。</p>
奥津(賢)委員	<p>10番奥津です。現地確認の方を12月5日、三上委員、奥津委員と私3人で行いました。13番、14番、15番、16番と県道井倉北房哲西線から県道大野部線へ約4km入って神社から500m入った右手です。それから14番、こちらは哲西支局の裏にあたります。それから15番、16番は隣同士の田んぼで哲西中学校より東城方面へ500m、そこから左手に約1kmくらい入った所にあります。どの圃場もきれいに整備されて問題ないと思われま。以上です。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。新規についてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第60号新規の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め、新規は決定といたします。続きまして、再設定について事務局の説明をお願いします。</p>
竹村次長	<p>再設定が7件出ております。いずれも今まで耕作されてきたものの継続ですので問題はないと考えます。再設定については以上です。</p>
会 長	<p>再設定について事務局の説明が終わりました。関係地区委員より補足説明がありますか。</p>

	(ありません)
会 長	補足説明はないようですので再設定についてご意見、ご質問はございませんか。
	(意見、質問なし)
会 長	ご意見、ご質問もございませんので、議案第60号再設定の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
会 長	全員賛成と認め再設定は決定といたします。続きまして、議案第61号現況証明にかかる現況認定について事務局の説明をお願いします。
吉田局長	それでは現況証明の申請につきまして、このたび4件申請がございました。それではまず1番から説明いたします。1番は確認を11月16日に行っております。場所は菅生、台帳地目は田4筆で、理由は平成元年頃から水不足のため耕作しておらず、現況が原野となっているというものでございます。現地を確認した結果、申請通り原野と認められると考えます。続きまして2番でございます。確認を11月26日に行っております。場所は哲西町上神代、台帳地目は田5筆、畑15筆の計20筆です。現況地目は道路となっているものが2筆、原野が10筆、山林が8筆でございます。昭和56年頃から減反などのために耕作をしておらず、多くの土地は荒れて原野となっており、また一部では植林をして山林となっております。また2筆が道路拡張により道路となっているというもので、20筆が非農地となっているというものでございます。現地を確認した結果、申請通り認められると考えます。続きまして3番でございます。確認を11月16日に行っております。場所は千屋、台帳地目は田1筆でございます。平成5年頃から耕作をしておらず資材置場として利用しており、現況が雑種地になっているというものです。現地を確認した結果、申請通り認められると考えます。最後4番でございますが、確認を11月26日に行っております。現況地目は田1筆でございます。昭和の終わりにこの土地を相続して以来耕作していないために、現況が原野になっているというものです。現地を確認した結果、申請通り認められると考えます。以上です。
会 長	この件について関係地区委員の説明を求めます。
赤井委員	4番赤井です。12月6日に現地確認、眞壁委員、谷岡委員に同行いた

	<p>だきまして確認いたしました。完全に原野となっております。致し方ないものと思います。</p>
会 長	<p>続いて4番も。</p>
赤井委員	<p>これも同じ日に確認いたしまして●●の峠の反対側の山の上なんですけど、これも完全な原野となっております致し方ないと思います。</p>
三上委員	<p>6番三上です。確認日が12月4日、奥津忠和委員、奥津賢司委員に私3名で行いました。場所ですが、国道182号線JR市岡駅から1.5kmほど東城方面に行った所に●●●●というのが左手にあります。そこを右に入って最初の部落が●●●という部落があります。そのさらに上に500mくらい上がった所に●●と言いまして、哲西でも一番へき地の三本指に入る所です。最初の家ですけれども、筆数は多いんですがこの方はこの20筆以外にも田んぼたくさん作っておられまして、頑張っておられたんですがさらにこの申請人のお父さんの代、さらにその前の代からこの山林にあたる8筆などは、現地見ましたが軽トラで10分くらい、このような所で田んぼができるのかなというような所でしたが、山水を利用して当時は作られていたようですが、山の手入れはしてあって拓けておりましたが、もう植林されておりました。それからあとの道路2筆は家の前、広くなっておりましたが畑を潰して道路にしてありまして、あとの8筆ですか、原野もあちこちに、家の裏の方のかなり谷あい平坦な所は山の上か家の下の方しかない。家の下の原野以外の所は田んぼ頑張って作っておられましたが、ちょっと体調を崩されて今年から農協のほうに出されておりますけども、20筆とも農地じゃないというふうに確認いたしました。以上です。</p>
泉委員	<p>3番泉です。3番目ですが、千屋のなんですけど12月6日に小田委員、それから真壁推進委員と私とで3人で現地を確認させていただきました。ここはもともと農業委員会のほうにかけられて通っている土地でございまして、この申請者の方が雑種地として登記が終わっているものと思っていました。法務局のほうで登記できたので、このたび提出させていただきました。現地を確認したところ雑種地として認めざるを得ないと思いました。よろしく願いいたします。</p>
会 長	<p>この3番については一度農業委員会へ出てるやつ？</p>
泉委員	<p>そういつて小田委員のほうから、以前出て申請者の方が売買されたと言われた。登記されてるとしておったんですけども登記されてなかった</p>

	んで、今回こういうふうに出されたと聞いております。
会 長	一旦出たやつがまた出た。登記しなかったというのは本人がしなかった？したつもりだったんだろうね。
泉委員	私も話を聞きますと売買されたらしいんですよ。今回の申請者の方が雑種地として登記をされていると思っていただけなんですけども、そうじゃなかったということで今回申請されたということをお聞きしております。
会 長	いつ頃農業委員会に出したかというのはわからない？一旦出てれば許可書が出てるはずだから。わかりました。 事務局、地区委員の説明が終わりました。この件についてご意見、ご質問はございませんか。
後藤委員	2番のこの道路拡張のため一部の農地は農道になっているというんですが、これは私道ですか、市道ですか、県道ですか。
三上委員	市道だと思います。
後藤委員	事務局へそれなら言います。これは寄付してもらうかどうかして所有権を移転しておいてください。そうしないとこれは個人の所有物で、市道であるといってもどうにもなりませんので。建設課と維持管理課どこがいいかわかりませんが、その辺の話をしてください。次回また教えてください。
吉田局長	このたびは現況の確認のみということでその辺りは確認ができておりませんでした。今ご指摘がありましたように建設課または税務課等、現状を確認しまして然るべき手続きを行うようにします。次回の農業委員会で報告させていただきます。
会 長	他に皆さんからご意見、ご質問ございませんか。 (意見、質問なし)
会 長	ご意見、ご質問ございませんので、61号1番から4番について賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)

会 長	賛成と認め、認定いたします。それでは10時30分まで暫時休憩といたします。
	～ 休憩 ～
会 長	時間が参りましたので再開いたします。続いて報告事項に入ります。農地法施行規則第29条の届について事務局の説明をお願いします。
吉田局長	それでは農地法施行規則第29条の届出につきましては1件ございました。1番でございますが確認を11月26日に行っております。場所は哲西町大竹、現況地目は畑1筆でございます。理由でございますが、農機具が増えて置場がないため新たに申請地に農機具倉庫を整備するというものでございます。倉庫の面積は記載のとおりで、倉庫に収納予定の農機具は申請人が耕作している、ここに記載の面積の耕作に使用している農機具を収納するというものでございます。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員より報告をお願いします。
奥津(忠)委員	17番奥津でございます。12月4日、三上、奥津委員と確認いたしました。場所は国道182号線、県境の300m手前を左に入って500m行った所に神社があるんですが、そこを右に曲がった突き当たりが私の家でございまして、その市道を挟んで真ん前でございます。以上です。
会 長	続きまして農地法施行規則第53条の規定による許可を要しない転用について事務局の説明をお願いします。
吉田局長	農地法施行規則第53条の規定による許可を要しない転用につきまして、2件申請がございました。いずれも場所は上熊谷です。第1番は確認を10月26日に行っております。現況地目は田1筆でございます。転用目的は携帯電話無線基地局の新設で、転用理由は当該地域の携帯電話のサービスの向上を図るというもので、契約の種類は賃借権の設定となっております。工事期間は令和2年11月10日から11月30日までとなっております。2番につきまして確認を11月16日に行っております。場所は上熊谷、現況地目は畑1筆でございます。転用目的は携帯電話無線基地局の新設で、転用理由は当該地域の携帯電話のサービスの向上を図るというもので、契約の種類は賃借権の設定となっております。工事期間は令和3年1月1日から3月1日となっております。以上です。

会 長	この件について関係地区委員より報告をお願いします。
赤井委員	これは11月12日に谷岡委員と確認いたしました。場所は熊谷の信号より1kmほど上に上がった●●部落の県道のほりです。それから2番はその信号の手前100m、新見寄りの左上のこれも通信施設の設置に対しましても何ら異常ありません。よろしくお願いします。
会 長	続いて法務局照会について事務局の説明をお願いします。
吉田局長	法務局照会につきまして4件出ております。すでに回答しております。1番の場所は大佐小阪部、確認を11月2日に行いました。登記地目は畑、現況地目は原野1筆でございます。平成の初め頃から耕作を放棄して原野になっているというものでございます。2番の場所も同じく大佐小阪部、確認を11月2日に行いました。登記地目は畑、現況地目は原野1筆でございます。平成の初め頃から耕作を放棄して原野になっているというものでございます。続きまして3番でございますが、場所は哲多町成松、確認は11月9日に行いました。登記地目は田、現況地目は宅地1筆です。昭和34年頃から宅地になっているというものでございます。4番の場所は哲西町矢田、確認を11月16日に行いました。登記地目は畑、現況地目は原野1筆でございます。平成の初め頃から耕作を放棄して原野になっているというものでございます。以上です。
会 長	この件について関係地区委員より報告をお願いします。
宮本委員	1番と2番と続けてさせていただきます。山田委員と後藤委員と12月3日に調査しましたけど、土地交換したものでして現況通り原野となっておりますので報告します。
宮脇委員	11番宮脇です。確認は11月3日、井藤委員、小川委員、逸見推進委員と確認を行いました。場所は新見方面から行きますと新見川上線があります。本郷小学校前の交差点の信号を右折しまして新砥小学校のほうに行く大谷線というのがあります。その信号から400mほど行った道沿いにあります。該当地につきましてはもうすでに住宅と付属屋が建っております、昭和34年くらいからということでございます。住居として使われておりますので、宅地であるということを確認いたしました。以上です。
三上委員	6番三上です。確認日は12月4日、奥津忠和委員と奥津賢司委員と確認しました。場所は国道182号線、哲西中学校、ちょうどJR矢神駅と中間の所右手に小高い山のようになっていますがそっこのほうに向かい

	<p>まして、哲西中学校のほうに行かずに真っ直ぐ上に上がった一番上の家でございまして、哲西中学校のグラウンドと隣接しております。このおうちは平成の始め頃におじいさんおばあさん亡くなられて、息子さんは息子さんで出ておられまして無人でございしますが、草刈りだけは毎年丁寧に人を頼んでやっておられますので一見畑のように見えますが、現地行ってみますともう地面が固くなっておりましてゴルフ場の芝生のようになっておりますので、家の前なのできれいにされているのでしょうかでも原野とみなされるというふうに。以上です。</p>
会 長	<p>続いて農地転用期間変更届について事務局の説明をお願いします。</p>
竹村次長	<p>期間変更届が1件出ています。場所が大佐大井野地内、田2筆、農地法第4条による農地改良で、令和元年7月までの予定でしたが道路改良工事の遅れにより土が不足しており令和3年10月30日までの変更となっております。以上です。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員から報告をお願いします。</p>
宮本委員	<p>宮本です。これは千屋実大佐線の一番大井野の北側にありますが、市の発注の建設工事が遅れておりまして表土不足でまだ完了しておりません。</p>
会 長	<p>続いて完了届について事務局の説明をお願いします。</p>
竹村次長	<p>今回6件出ております。1番が草間地内、農地法第5条による集会所及び露天駐車場で10月21日に完了しております。2番が土橋地内、農地法施行規則第29条農機具倉庫で8月3日に完了となっております。3番が上市地内、農地改良による農地嵩上げで11月10日完了となっております。4番が上市地内、農地法第5条による住宅用地で9月16日完了となっております。5番が神郷油野地内、農地法第5条による雪堆積場で11月6日完了となっております。6番が哲多町蚊家地内、農地法第4条による嵩上げ10月31日完了となっております。以上です。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員より、確認日と補足説明があればお願いします。</p>
神山委員	<p>12月4日に確認しております。立派な建物ができています。</p>
藤本委員	<p>12月6日に確認しております。立派な農機具倉庫ができていました。以上です。</p>

眞壁委員	12月3日に確認しました。嵩上げができていました。4番も12月3日に確認しました。これは住宅も完成しております全部できていました。
大原委員	12月3日に確認しております。きれいな更地になっておりました。以上です。
小川委員	12月9日昨日ですが確認しました。農地として使用できる状態でした。
会 長	続いて、農地法第18条第6項の規定について事務局の説明をお願いします。
竹村次長	今回1件出ております。農地法3条による賃貸借権を解除するものです。場所は唐松、田2筆、理由は高齢のためということでした。以上です。
会 長	この件について関係地区委員より報告をお願いします。
伊達委員	13番伊達です。逸見委員、三輪委員、私の3名で12月4日に現地確認しています。耕作者が83歳の高齢のために農地を返したいという相談が3週間前くらいに電話であったんですけど、なかなか地主の方と意思の疎通ができない、書類は持っていくんですけども返却はないということだったんですけど、突然返却になったということで何も問題ないと思います。よろしくをお願いします。
会 長	続いて利用権設定中途解約について事務局の説明をお願いします。
竹村次長	中途解約が2件出ております。1件目が哲多町田淵地内で高齢のためとの理由です。このあと農地中間管理機構の貸付を予定されているということです。2番目が哲多町田淵、田2筆、こちらも高齢のためとの理由です。以上です。
会 長	この件について関係地区委員より報告をお願いします。
逸見委員	推進委員9番逸見です。先ほど説明があった通り、借受人が高齢のため耕作ができないということで中途解約が合意したということであります。なお、この農地は先ほど説明がありましたが近いうちに決まるようでございます。以上です。

会 長	2番については未定ですか。
逸見委員	2番については未定です。
会 長	ありがとうございました。続きまして日程3協議事項に入ります。事務局から何かありましたらお願いします。
事 務 局	(ありません)
会 長	ないようですので、続きましてその他ですが事務局からありましたらよろしくお願いします。
竹村次長	<p>まず明日の農業委員推進委員研修会の件で連絡をさせていただきます。出席される方の机にはご案内と、それから配席表をお配りしております。</p> <p>参加者は15名となっております。私が同行させていただきます。明日10時半に南庁舎前をマイクロバスで出発しますので、遅れないように集合していただけたらと思います。賀陽インターから高速道にのって、途中吉備サービスエリアで昼食の予定となっております。研修は13時30分から15時30分の予定です。こちらに到着するのは18時頃となっております。配席表をお配りしておりますが、新見市は一番前列のかたまりに座るようになっておりますので、資料も椅子の所に配布されているということです。よろしくお願いします。マスクの着用を必ずお願いしたいと思います。私からは以上です。</p>
吉田局長	<p>それでは続きまして、前回総会の際にアンケートを2件依頼しました。1件につきましては各自封筒に入れて出していただけに思いますが、もう1件、岡山県農村振興課からのアンケートにつきましては、前回終わりに出していただいた方や、また事務局に直接届けていただいた方もおられるんですが、今日が提出締切りとなっております。まだの方は帰る前に提出の方をお願いいたします。それから次に、明日12月11日に忘年会を開催する予定でしたが、大人数での飲み会は感染のリスクが高いということで会長と協議いたしまして、農業委員会におきましてもこのたびは忘年会を中止ということにさせていただきました。ご協力ありがとうございました。それで来年なんですが、総会を1月15日ということで予定しております。例年でありまして夜に新年会を行うという段取りになっておりますが、このような状況でありまして先日会長と開催について協議したんですが、委員の方からの意見をこの総会で開催について意見を伺ってみようということで、本日ちょっと皆様から開催についての意見を伺いた</p>

	いと思います。よろしくお願いします。
会 長	近隣の発生もありますんで、それと宴会というのが一番感染の目玉のように言われるんで、それをあえてやってもどうかなということで皆さんのご意見を聞ければと思いますが、いかがなものでしょうか。どうしても1月にやらないといけないということもないんでしょうけど、どうせ4月の歓送迎会があるかもしれませんし、その頃に持って行って一緒にやってもいいんじゃないか。時期の状況をみてやれるような状況ならそのときでもいいんじゃないかなというふうに思いました。いかがなものでしょうか。
会 長	一応1月15日、このあとから総会の予定が発表されますけど新年会は今年はなしということでよろしくお願いしますと思います。
三村主幹	それでは次回の総会の予定なんですが1月15日(金)午前9時30分から、9時から写真を撮らせていただきたいと思いますので、市長を踏まえて写真を撮る予定にしております。9時に集合いただいて総会そのものは9時30分からということで。もう一度言います。1月15日(金)総会が午前9時30分からで、写真撮影のために9時にはお集まりいただきたいと思います。会場はこの場所でございます。南庁舎の1階1Cでございます。また2月の予定なんですが2月12日(金)午前9時30分からでいかがでしょうか。2月は3階の予定にしております。
会 長	他に皆さんからご意見、ご質問はございませんか。
仲田代理	15ページなんですが、ソフトバンクのほうなんですが工事期間が令和2年11月10日から令和2年11月30日とあって、これはもうできている？
赤井委員	まだです。
仲田代理	わかりました。
会 長	他にご意見、ご質問はございませんでしょうか。ないようでしたら仲田代理が閉会の挨拶をします。
仲田代理	(閉会挨拶)
	(閉会時刻 午前 11 時 00 分)